

# お問い合わせ先

活動組織、広域活動組織向け

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

| お問い合わせ先                                                   | 対象都道府県                                           |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 北海道農政部農村振興局農村設計課<br>日本型直接支払グループ<br>011-231-4111（内線27-876） | 北海道                                              |
| 東北農政局農村振興部農地整備課<br>022-263-1111<br>(内線4491/4349)          | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、<br>山形県、福島県                      |
| 関東農政局農村振興部農地整備課<br>048-600-0600（内線3565）                   | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、<br>千葉県、東京都、神奈川県、<br>山梨県、長野県、静岡県 |
| 北陸農政局農村振興部農地整備課<br>076-263-2161（内線3563）                   | 新潟県、富山県、石川県、福井県                                  |
| 東海農政局農村振興部農地整備課<br>052-201-7271（内線2658）                   | 岐阜県、愛知県、三重県                                      |
| 近畿農政局農村振興部農地整備課<br>075-451-9161（内線2569）                   | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、<br>奈良県、和歌山県                     |
| 中国四国農政局農村振興部農地整備課<br>086-224-4511（内線2671）                 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、<br>山口県、徳島県、香川県、愛媛県、<br>高知県      |
| 九州農政局農村振興部農地整備課<br>096-211-9111（内線4772）                   | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、<br>大分県、宮崎県、鹿児島県                 |
| 沖縄総合事務局農林水産部農村振興課<br>098-866-0031（内線83334）                | 沖縄県                                              |

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
(電話) 03-3502-8111（内線5618）

## 高めよう 地域協働の力！ 多面的機能支払交付金



### 令和4年度 改正のポイント



令和4年4月

農林水産省

## 活動内容が拡充されます

### 広報活動の強化

◆これまで  
「60 広報活動」

◆これから  
「60 広報活動・農的関係人口の拡大」  
「地域外からの呼び込みによる農的関係  
人口の拡大のため」の広報活動も対象となり  
ます。



## 事務が簡素化されます

### 電磁的記録による保管等が可能



予算書や決算書、金銭出納簿等、都道府県・市町村または活動組織が保管すべき証拠書類のうち、**電磁的記録**により保管が可能なものは、**電磁的記録**での保管をすることもできます。



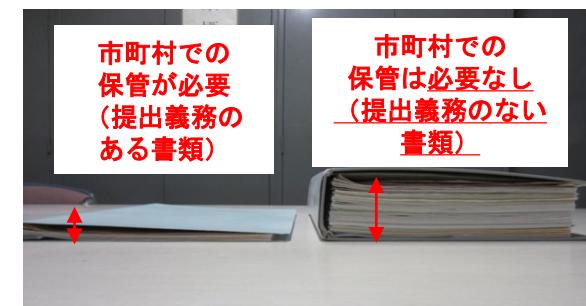
スマホやタブレット、パソコンなどから補助金申請が行えるよう、**共通申請サービス (eMAFF)**による行政手続きのオンライン化を推進します。  
**令和7年度までに60%のオンライン利用率を目標**にしています。

### (参考)市町村への提出資料について

下表の書類は、市町村への提出や市町村での保管は義務ではありません。ただし、実施状況確認等のために必要であるため、活動組織において作成・保管は必要です（活動写真は除く）。

| 書類名       | 作成・組織保管 | 提出・市町村保管 |
|-----------|---------|----------|
| 財産管理台帳    | ○       | ×        |
| 領収書・通帳の写し | ○       | ×        |
| 総会資料・議事録  | ○       | ×        |
| 活動写真      | ×       | ×        |

「○」…義務あり、「×」…義務ではない



書類の比較

## 様式の一部が廃止・提出免除になります

### 実施状況の確認通知書の様式を廃止

実施要領別記3-1 様式第5号  
実施状況の確認通知書

**様式を廃止**して、市町村の事務負担を軽減します。



(別記3-1様式第5号)

番号  
年月日

対象組織代表  
氏名 殿

○○市町長 印

○○年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書

### 実施計画書(実績報告書)の重複提出を免除

(様式第2-8号)  
【都道府県から国に提出するもの】

農林水産省様式  
番年月日

○○都道府県知事

○○ 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書  
(実績報告書)の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の1(別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

- 交付要綱別記様式第1号  
交付申請書
- 交付要綱別記様式第6号  
実績報告書

への添付形式で提出した際は、  
**様式第2-8号実施計画書(実績報告書)**の提出を免除します。

## 各様式に様式作成者及び提出先を明記します

### 各様式に様式作成者及び提出先を明記

提出先を明記

様式の作成者を明記

(様式第2-8号)  
【都道府県から国に提出するもの】

農林水産省様式  
番年月日

地方農政局長(北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長) 殿

○○都道府県知事

○○ 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書  
(実績報告書)の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の1(別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

提出先が  
一目で分  
かるよう  
になった  
わ

